

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 香港における二段階の法人税率の導入について

香港は、所得に対する税として、給与所得税、事業所得税、資産所得税の区分を設けています。これらのうち事業所得税は、香港内で行う事業によって得られた所得を課税対象としていますので、納税義務者は法人に限られません。個人事業者・パートナーシップ（以下「法人以外」）も香港内で事業を行う限り、納税義務者に含まれます。ただし、事業所得税の納税義務者の多くは法人なので、今回は、香港の事業所得税を法人税と読み替えて説明します。

1. 概要

香港の法人税は、これまで 16.5%（法人以外は 15%）の単一税率で課税されてきました。

しかしながら、2017 年 12 月 29 日に公示された 2017 年税務（改正）（第 7 号）条例草案により二段階の法人税率が導入されました。実際の適用は、2018 年 4 月 1 日以降（2018/19 課税年度）です。適用税率は以下のとおりです。

<適用税率>

課税所得	適用税率	
	法人	法人以外
200 万香港ドルまで	8.25%	7.5%
200 万香港ドル超	16.5%	15%

2. 減税額の試算及びその目的

今回の二段階税率の導入により、200 万香港ドルまでの所得について、改正の適用を受ける法人は 16 万 5 千香港ドル（ $200 \times (0.165 - 0.0825)$ ）、法人以外は 15 万香港ドル（ $200 \times (0.15 - 0.075)$ ）の減税の恩恵を受けることとなります。香港政府は、納税対象企業の 20% が改正の特典を受けるものと想定し、毎年 58 億香港ドルの税収減を予測しています。これは 2016/2017 課税年度の税収総額の約 4% に相当します。

税収減の試算にもかかわらず、香港政府は、中小企業や開業間もない企業の税務負担を軽減させることで、ハードウェア・ソフトウェアに対する更新投資や、企業の事業運営が効率化されることを期待しています。香港における事業環境の有利性の確立と、香港の更なる経済成長と競争力の増大効果が重視されているからです。

お見逃しなく！

軽減税率の特典を享受するために、一つの法人を複数に分割し、分割後の複数の法人がそれぞれ軽減税率の適用を受けようとするタックスプランニングが行われる可能性があります。このようなプランニングを無効化するために、香港にて複数企業を有するグループについては、そのうち 1 社に限定して軽減税率が適用されます。